



# 税のしるべ

第3703号 (昭和24年11月30日第3種郵便物認可) ©税のしるべ 2026年

## 主な記事

- 国民会議に税率1%の議長案 2面
- 個人事業税に見直し機運 2面
- 国税局課税部長会議を開催 3面
- 新公益信託で第1号認可 4面

### 外国通貨で他の種類の外国通貨を取得する取引

(例1) 1米ドル100円で取得した1万6000米ドルで、1ポンド170円のとときに1万ポンドを取得した場合、為替差益に係る所得(■の部分)が生ずるか否か

	米ドル	ポンド
為替レート	1USD = ¥100	1GBP = ¥170
金額/価額	USD 16,000	GBP 10,000
円換算額	¥1,600,000	¥1,700,000

### 外国通貨で同一通貨建ての有価証券を取得する取引

(例2) 1米ドル100円で取得した1万米ドルで、1米ドル120円のとときに1万米ドルの米国株式を取得した場合、為替差益に係る所得(■の部分)が生ずるか否か

	米ドル	米国株式
為替レート	1USD = ¥100	1USD = ¥120
金額/価額	USD 10,000	USD 10,000
円換算額	¥1,000,000	¥1,200,000

## 外国の金融機関が運用の一環で取引

日本の居住者である納税者は、平成26年5月にスイスに本店を置く金融機関の自身名義の預金口座に合計105億円を送金し、同年7月に同金融機関にその運用を一任した。同金融機関は26年7月か

ら27年12月までの間、27年分の所得税等の運用の一環として運用対象資産に属する外貨に對し、課税庁は各取引によって為替差損益に係る雑所得が生じているなどとして各年分の所得税等の更正処分の請求を行った(取引の例と争点は図参照)。

しかし、最高裁は判

## 投資一任契約に基づく外貨間取引等を巡り最高裁判決

### 各取引で為替差益に係る所得生じる

### 上告を棄却、納税者が敗訴

外国の金融機関に自己の資産の運用を一任していた納税者が運用の一環で運用対象資産に属する外国通貨によって他の種類の外貨や外貨建ての有価証券を取得する各取引を行った。その後、納税者が課税庁から各取引によって為替差損益に係る雑所得が生じているとして所得税等の更正処分を受けたため、処分の取消しを求めていた事案で、最高裁第三小法廷(林道晴裁判長)は16日、納税者の上告を棄却し、納税者敗訴の判決が確定した。ただ、5人の裁判官のうち3人から今回の判断は、あくまで「現行法を前提とする解釈論」に基づいたもので、「外貨間取引に係る所得税の課税の在り方を改めて検討すべき時期に来ている」などとする補足意見が示された。

納税者は、外貨により他の種類の外貨または同一の外貨建ての有価証券を取得する取引が行われても、為替変動のリスクが依然として存在し、為替差益は確定しないから、各取引に係る為替差益に課税することは未確定、未実現の利益に課税するものとして許されず、為替差益を各取引が行われた日の属する年における「収入すべき金額」(所得税法36条1項)とし、26年と27年に各取引で為替差益に係る所得が生じているとした一、二審の判断には、同法の解釈適用の誤りがある旨を主張した。

決で、所得税法は収入の原因となる権利が確定した場合に、その時点で所得の実現があったものとして、同権利確定の時期の属する年分の課税所得を計算するという建前を採用している」と解され、所得金額および所得税額の計算について本邦(日本国)通貨の額面の単位を基準に行うことを当然の前提としている」と指摘。これを踏まえると、「居住者が、外国通貨により他の種類の外国通貨又は同一の外国通貨建ての有価証券を取得する取引を行った場合、上記取引を行った日の属する年分の所得の金額の計算上、上記取引時における他の種類の外国通貨の金額又は有価証券の価額の円換算

額が「収入すべき金額」となると解するのが相当」と判断。そして、円換算額から支払に用いた外国通貨を得るのに要した金額等を控除した金額が、取引に係る所得の金額となるとし、納税者に26年と27年に各取引により為替差益に係る所得が生じているとした一、二審の判断は是認できるとした。

規定がなく、本件各取引に係る所得の把握についても本邦通貨の額面の単位を基準に行うほかない現行法を前提とする解釈論にとどまると説明。外貨建ての投資や国際取引が日常的に活発に行われている現状で、所得の把握を常に本邦通貨の額面額の単位を基準に行うこと自体に問題がないかも含めて、外貨間取引に係る所得税の課税の在り方を改めて検討すべき時期に来ていると考えられるなど指摘した。

## 外貨建て取引に係る課税の在り方を改めて検討すべき時期

5人の裁判官のうち3人から補足意見

一方、林道晴長官を含む3人の裁判官から補足意見が出された。同意見では、本判決における判断は、あくまでも為替差損益に係る課税について明文の

遺産の価額を前提とするものではないため、同法第32条第1項第1号に基づく更正の請求には該当しないと、国税不服審判所が判断した相続税法関係のものなどがある。

## 公表裁決5事例を追加 令和7年10〜12月分

国税不服審判所は16日、令和7年10月分から12月分までの裁決事例5件を追加し、同所ホームページで公表した。

5件の内訳は、国税通則法関係が2件、相続税法関係が1件、国税徴収法関係が2件となっている。

事例には、相続税法第55条の規定に基づく申告等により確定した遺産が先行相続の遺産

## 税のしるべ電子版

https://shirube.zaikyoo.or.jp

電子版では、本紙に掲載されていない電子版独自の記事や速報ニュース、電子版限定の連載などが閲覧できます。

一般財団法人 大蔵財務協会 販売局  
〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号  
TEL 03 (3829) 4141(代)  
FAX 03 (3829) 4001  
URL https://www.zaikyoo.or.jp

一般財団法人 大蔵財務協会

## ●信頼いただける財協の税務関係図書●

〒130-8585 東京都墨田区東駒形1丁目14番1号(財協ビル)

村上晴彦・堀内眞之・植山隆幸 共著

### 資産税・財産評価重要実務質疑事例集

資産税・財産評価にまつわる誤りやすい事例から難易度が高く複雑な事例を精選して、詳細に解説した資産税実務に携わる税理士及び職業会計人必携の書。

小田 満 著

### 令和8年度版 基礎から身につく所得税

所得税制度の仕組みを十分理解できるように、所得の種類や税額の計算、申告の仕方までを分かりやすく解説。令和8年度の税制改正における基礎知識や給与所得控除、住宅ローン控除等の見直しや少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ等の改正に対応し、所得税を基礎から体系的にかつ実践的に学べるよう解説・編集。

小林磨寿美 著

### 令和8年度版 増改築費用の税務

難解な税務判定をQ&A方式でわかりやすく解説。

高橋泰明 編

### 令和8年度版 知っておきたい法人税

中小企業の税制優遇措置等を最新の法令によりわかりやすく解説した実務書。

木山泰嗣 著

### 税制改正なんて、勉強する意味ありますか？

「令和8年度 税制改正大綱」を軽く読んでみる日本の未来、あるべき方向を考えていくきっかけになる一書。

鳴島安雄・富川泰敬 編著/深澤英雄・宮川博行・原武彦・近藤隆志・佐藤繁・林浩二・安河内誠 著

### 令和8年度版 税務必携 タックスファイル

実務に役立つ持ち運びに便利なコンパクトな税務ガイドブック。

中村慈美・松岡章夫・秋山友宏・渡邊正則 共著

### 令和8年度版 税制改正早わかり

令和8年度の税制改正について、いち早く国税地方税の主要項目を解説!

書店で品切れの際は直接当協会へお申し込み下さい  
TEL 03 3829 4141(代) FAX 03 3829 4001  
大蔵財務協会オフィシャルサイトリニューアル!  
https://www.zaikyoo.or.jp



# 飲食料品の消費税率1%と給付で実質ゼロ化

## 議長案を提示 減税は来年4月から2年間

社会保障国民会議の給付付き税額控除等に関する実務者会議(議長小野寺五典自民党税制調査会長)は17日、15回目の会合を開催した。これまでの議論を踏まえた取りまとめの方向性として議長案が提示され、飲食料品に係る消費税率を令和9年4月から2年間、1%現行は8%に引き下げるとともに、同一%分に相当する「所得に連動したきめ細かな給付」を1回目は9年秋ごろ、2回目は10年秋ごろにそれぞれ先行実施。全体として飲食料品に係る消費税の実質ゼロ化を実現するとしている。

## 1%相当分の給付は所得連動で

会合後、会見した小野寺議長は、「各党に数回、実務者会議を開く」と述べた。給付付き税額控除の導入までの間のつなぎとして「食料品消費税率ゼロ」を検討されてきた中で、税率を1%と

## 個人事業税の見直し機運高まる

### 事業形態の多様化で事業性認定など困難に

東京都税制調査会(会長川上岳彦立教大学特別専任教授)が5月22日に開催した令和8年度第1回小委員会(会中)で「個人所得課税の在り方」が取り上げられた。デジタル空間での経済活動の多様化・複雑化が進展する中、個人所得課税が今後どうあるべきかが論点となった。この中で、個人が営む事業のうち地方税法等で定められた事業(法定70業種)に課せ

られる個人事業税について、個人の事業形態が多様化により70業種に一概には該当しないものが増えるとともに、事業性の認定が困難になっていることが課題として挙げられた。個人事業税の課税対象事業は、地方税法と同法施行令に70業種が限定列挙されている。近年は事業形態が多様化しているが、平成19年度の改正後、法定業種「の例として、YouTube、インフルエンサー、TikTok等」が入っており、東京都と福井県では取扱いが異なっている。また、東京都では「反復継続性」「営利性又は対価性」「独立性」「社会的客観性」を個別に確認し、事業性の有無を判断する①事業認定の業種認定の二つを

Tokker等があった。しかし、福井県がホームページに掲載している「個人事業税業種の認定基準について」では、70業種のうちの一つ広告業の主な例の中で「インフルエンサー(YouTuber、インスタグラマー等)」が入っており、東京都と福井県では取扱いが異なっている。また、東京都では「反復継続性」「営利性又は対価性」「独立性」「社会的客観性」を個別に確認し、事業性の有無を判断する①事業認定の業種認定の二つを

KSK2移行で周知事項送付 国税庁が日税連などへ 国税庁においては令和8年9月24日に、KSK(国税総合管理)システムに代わり、KSK2に移行する予定であり、現在、日本税理士会連合会などに対して周知事項等を送付している。周知事項等は、主に申告書の様式変更などについて、例えば、申告書の様式変更により、申告書第一表の「税理士署名欄」を第一表に移転すること、今月にも、8年分の所得税申告書の様式案を国税庁ホームページに公開する予定であること

LPガス、都市ガス、ガス器具、電気、ガスコンロパイプ製造販売、G.H.P.冷暖房空調システム販売、増改築リフォーム不動産、太陽光発電システム、燃料電池システム販売事業、「カリメラの水」宅配事業、アグリバイオエネルギー事業放課後等デイサービス「ハッピーテラス」事業、福祉用具レンタル&介護リフォーム事業 他

**株式会社 マルエイ**  
代表取締役会長 澤田 栄一  
代表取締役社長 澤田 正  
本社：〒500-8152 岐阜市入舟町4-8-1 TEL: 058-245-0101  
http://www.maruei-gas.co.jp/

とする案が示されたのは、0%とする、1%とするの比べてシステム改修等により長い期間を要することが背景にある(6月8日号一面参照)。1%とすることで、9年4月からの早期実現につながる一方、所得に連動したきめ細かな給付によって残りの1%相当分の還元を図る。

所得に連動したきめ細かな給付の実施に当たっては、現時点で公的機関が保有する所得の所得勘案による一定の例外措置を設け、子育て世帯への配慮は18歳以下の子どもを対象にするという。所得に連動したきめ細かな給付は先行実施分、本格導入分ともに税額控除を伴わないため、当初導入するとしていた「給付付き税額控除」ではない。しかし、議長案では給付付き税額控除の将来像について、10日に開催された14回目の会合で示された「将来的な方向性について」(6月15日号一面参照)を踏まえて、継続して検討を行うこととしており、将来的に税額控除との組み合わせとすることも含みを持たせている。

から「個人事業税の課税対象事業を法令に限定列挙する現行の方式を見直し、事業所得又は不動産所得を有する全ての事業を課税対象とすること」を求めている。都だけでなく、

全国知事会も同時期に多様化する事業形態に対応して課税の公平性を確保し、分かりやすい税制とするため仕組みを抜本的に検討すべきとする提案をしており、個人事業税の見直しに向けた機運が高まっている。

また、納税者等から書面で提出された申告書等については、原則、スキャン(AIOCR)処理によりデータ化を行うことになるので、申告書等を書面に提出(郵送)する際は、用紙の種類については「普通紙」、「再生紙」等の表示で市販されているものを使用すること、用紙のサイズは原則として、A4版とすること、用紙の状態については、しわ、濡れ、変色、異物付着、めくれがないようにし、用紙は穴をあけないことなどを求めている。

毎年春から初夏にかけて届く、自動車税や固定資産税の通知書。昨年は管轄の自治体において自動車税のみが、スマホの「e-LiQR」決済に対応していたが、今年から固定資産税も同決済に対応したこともあり、自動車税と固定資産税の納付書を同決済で一気に電子納付した★固定資産税は「全期一括」だけでなく、「期別(4回分割)」の納付書もその場で1枚ずつ選んでスキヤンできるため、コンビニ等に赴くことなく自宅で納税が完了するのは本当に便利だと感じた★また、多くのスマホ決済アプリでは決済手数料が無料なのもありがたい。クレジットカードや口座振替で支払いたい場合はe-LiQRを経由すれば簡単に手続きが可能。いずれもライフスタイルに合わせて納付できるのでぜひ利用してみてください。(M)

**八面鏡**

給食でおなじみスタンダードヨーグルト  
アレルゲン 28品目不使用

アシドミルクPLUS  
ココア  
国産みかんゼリー

**給食をもっと楽しく 食卓をもっと笑顔に**

**A 愛知ヨーグ株式会社**

本社・工場 愛知県小牧市大字間々原新田中島500 ☎0568-77-3141  
名古屋センター 名古屋市中区東区よもぎ台 1-1101 ☎052-773-4911  
小牧センター 愛知県小牧市大字間々原新田中島500 ☎0568-71-4911  
四日市営業所 三重県四日市市日永東2-1871 ☎059-347-4911  
三河センター 愛知県豊川市小坂井町宮下 77-1 ☎0533-95-4911  
福岡営業所 福岡県大野城市御笠川 3-4-15 ☎092-503-2151  
熊本営業所 熊本県上益城郡嘉島町大字上仲間1847 ☎096-283-3441  
鹿児島営業所 鹿児島県鹿児島市小野 3-1192-9 ☎099-229-4911  
北陸営業所 石川県金沢市千木 1-85 ☎076-257-3565  
関東営業所 東京都千代田区神田鍛冶町 3-7-21 ☎03-3526-3141  
天翔神田駅前ビル 6F 607  
岐阜営業所 岐阜県瑞穂市野白新田 31-7 ☎058-260-4911  
京都営業所 大阪府茨木市横江 1-2-15 ☎072-634-4911  
長野営業所 長野県伊那市御園 2 ☎0265-76-4939

**丸太運輸株式会社**

新しい物流サービスを創造していく service creation

代表取締役社長 高村 重好

**マルタスカイワーク**  
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。  
〒467-0856 愛知県名古屋市長瑞穂区新開町2番20号  
TEL (052) 872-3311  
FAX (052) 871-1531  
URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地  
TEL 052-611-1151

**maruta**

新しい物流サービスを創造していく service creation

**丸太運輸株式会社**  
代表取締役社長 高村 重好

**マルタスカイワーク**  
高所作業車のレンタルは、マルタスカイワークにお任せください。  
〒467-0856 愛知県名古屋市長瑞穂区新開町2番20号  
TEL (052) 872-3311  
FAX (052) 871-1531  
URL http://maruta.co.jp

名古屋市南区加福本通2丁目19番地  
TEL 052-611-1151

### 全国国税局課税部長会議を開催

## 全署センター化やKSK2移行で対応整備を議論

### 拡大する租税回避スキームの抑止策も検討

国税庁は5月28、29日の両日、東京・千代田区霞が関の同庁会議室で全国国税局課税(第一・第二)部長会議を開催した。会議では、「国税組織を取り巻く環境変化に際した体制整備」「租税回避スキームへの対応」「消費税不正還付への対応」「コンプライアンスリスクに際した最適な事務運営」「令和7年分確定申告の評価と課題」について議論した。

効果により捻出した事務量の活用について、庁内で意見交換を行った。

「スキームの早期探知」や「調査による是正」及び「税制改正意見の提出」などのこれまでの取組みについて、さらに強化を図ることに加え、どのようにリスクの高いスキームの活用を抑止していくかといった観点も含めて、今後検討していくこととしている。また、7事務年度における租税回避スキームへの対応に係る取組状況及び成果についても説明する。また、今後の対応のあり方について、庁内で意見交換を行った。

「租税回避スキームへの対応」については、専担部署の設置等により対応を強化してきたが、プロモーターが商品化し販売するスキーム利用の急速な拡大等を踏まえ、より一層的確に対応していくこととしている。外部からの情報提供などによる

また、8事務年度において引き続き「コンプライアンスリスク」に際した最適な事務運営の推進・定着を図るとともに、特に、深度ある調査については、GSSやKSK2を活用し、オンラインツールを活用した調査の効率化に向け、マイナンバークード方式によるスマホ申告を基本とした事務運営やオンライン事前予約の定着等に取組んできた。会議では、これらの取組みの結果及び8年分確定申告の方針について説明した上で、

「消費税不正還付への対応」では、同行は、

まず、「国税組織を取り巻く環境変化に際した体制整備」に向けた検討では、8事務年度はGSS環境への移行、内部事務のセンター化の524署全署拡充及びKSK2への移行が予定されており、重点的に取り組むべき分野への注力に向けて、計画的かつ着実に取組みを進めていくことを確認した。

また、8事務年度における効率化策の取組の方向性及び効率化の取組を進めていくこと

「消費税不正還付への対応」では、同行は、

また、8事務年度に

また、8事務年度に

また、8事務年度に

## 賃上げ促進税制のガイドブック等を更新

### 経産省と中企庁 8年度税制改正に対応

経済産業省と中小企業庁は15日、令和8年度賃上げ促進税制のガイドブックなどを公表した。経産省はガイドブック、中企庁は中小企業向けのガイドブックとQ&Aを更新しており、また、8年度税制改正の概要を説明するパンフレットも掲載されている。

「賃上げ促進税制のガイドブック」は、中小企業向けに、賃上げ促進税制の概要、適用要件、申請方法などを分かりやすく解説している。また、Q&Aでは、賃上げ促進税制に関するよくある質問に答えている。

また、8年度税制改正の概要を説明するパンフレットも掲載されている。

また、8年度税制改正の概要を説明するパンフレットも掲載されている。

また、8年度税制改正の概要を説明するパンフレットも掲載されている。

また、8年度税制改正の概要を説明するパンフレットも掲載されている。

### 中堅企業向け措置の賃上げ基準見直し

改正前		改正後	
継続雇用者給与等支給額(前年度比)	税額控除率	継続雇用者給与等支給額(前年度比)	税額控除率
+3%	10%	+4%	10%
+4%	25%	+5%	15%
		+6%	25%

8年度税制改正では、①全企業向け措置は廃止、②中堅企業向け措置は賃上げ基準を見直し、③教育訓練費に係る上乗せ措置は廃止とされており、適用を受けようとする事業年度で要件や上乗せ措置が異なることとなる。

所有者不明土地対策の基本方針等を改訂

所有者不明土地対策の推進のための関係閣僚会議は5日、第16回会合を開催し、所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針と内容を改訂した。今後の工程としては、国会に提出している遺言者が

所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針と内容を改訂した。今後の工程としては、国会に提出している遺言者が

所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針と内容を改訂した。今後の工程としては、国会に提出している遺言者が

所有者不明土地等対策の推進に関する基本方針と内容を改訂した。今後の工程としては、国会に提出している遺言者が

パスワード of AWES Clean

(空気) Air  
(水) Water  
(熱) Energy  
(土) Soil

イクイップメントのサポート商社

**昭栄**

株式会社

本社 〒541-0059 大阪市中央区博労町2丁目3番1号  
TEL 06-6262-1241(代) FAX 06-6262-5947

●本店営業部 〒577-0815 東大阪市金物町6番10号  
TEL 06-6725-9311(代) FAX 06-6725-9333

●支店 東京・大阪・四国・中国・福岡  
●営業所 北関東・千葉・神奈川・山梨・金沢  
姫路・松江・北九州・大分・鹿児島

**NIPPLA**

各種切断砥石

N.P.S

日本プラスチック製砥株式会社

代表取締役社長 福田 祥司

京都府乙訓郡大山崎町字大山崎小字竜光14-1

☎(075)956-1111(代)

おかげさまで 創業360周年 京都・老舗の総合流通サービス企業

**さとうグループ**

ネット予約サービス

「お中元」「お歳暮」「おせち」をはじめ、冬の味覚「かに」、丹波篠山市特産「黒大豆枝豆」、京都府舞鶴市発祥の京野菜「万願寺甘とう」など、季節に応じた商品のご注文を承っております。

※季節品承りを実施していない期間もございます。

スマートフォンはこちら →  
カメラで右の二次元コードを読み取ってください。

パソコンはこちら さとうネット予約 検索

**さとうグループ** 本部/京都府福知山市東野町1番地  
☎0773(27)0100代  
https://www.sato-kyoto.com/

新公益信託制度

内閣府が第1号案件を認可

100年ぶりの制度改革で今年4月にスタート

内閣府は9日、今年4月に開始した新しい公益信託制度の第1号案件として同日付で公益信託を認可したと発表した。新規認可が1件、旧制度からの移行認可が1件の合計2件となっている。

公益信託とは、委託者が契約や遺言によって受託者に財産を託し、受託者が託された財産を用いて受託者の思いに沿った公益活動を行う仕組みのこと。

ただ、大正時代に創設された旧制度は使い勝手や認知度の問題から活用が低調だった。そこで、約100年ぶりの制度改革が行われ、今年4月に新たな公益信託制度がスタートした。新制度では、託手や信託財産・信託事務の範囲を拡大し、公益法人と同様の税制優遇も措置されている。

「『こども応援』公益信託」の受託者はNPO法人で、NPO法人が受託者として認可を受けるのは本認可が初となる。

スマレジ導入申請の優先採択を強化

デジタル化・AI導入補助金

経済産業省は、15日開始したデジタル化・AI導入補助金インボイス枠(インボイス対応型)の第3次公募から、消費税率の変更に柔軟に対応できるスマートレジシステム

の導入に係る申請について加点措置(優先採択)を強化すると発表した。申請の際に、導入するITツールとして「スマートレジ」を選定していることを加点項目に追加すること、同省は、スマートレジシステムの普及を加速させたい考えだ。また、補助対象となるスマートレジシステム

また、移行認可を受けたのは「公益信託アジア・コミュニティ・トラスト」。新制度施行以前に設定された公益信託(旧公益信託)は令和10年3月31日までの間に行政庁の認可を得ることで、新たな公益信託法に基づく公益信託に移行できる。移行期間満了日までに

移行認可を受けていない期間満了日に終了する旧公益信託は、移行とされている。

小中学生向け会計講座

7月から8月にかけて開催

日本公認会計士協会(南成人会長)は7月上旬から8月下旬にかけて、全国各地で会計の基本を学べる小中学生向け会計講座「ハロ設計」において、大いに

役立ちます。会計の本質をコンパクトに学べる「ハロー会計」を通じて会計の世界に触れ、人生を豊かにするための学びの時間を、会計・監査のプロフェッショナルである公認会計士と一緒に楽しくみください」とし、参加を呼び掛けている。例えば、東北会は7

月5日、秋田市内のパーティーギャラリイヤタカで、小学4〜6年生を対象に、「ハロー会計 in 秋田」を開催する。「モノの値段の決め方のヒミツと利益の考え方」として、「お祭りにたこ焼きの屋台を出店し、そこで得た利益で先生にプレゼントをしよう! たこ焼きを何皿売れば、プレゼントが買えるかを計算します。1皿あたりの売価300円、原価50円の設定で凄く儲けと思いきや、たこ焼き屋台セット一式のレンタル料等の固定費がかかると? いくつ売ったら利益が出るのかの計算のからくりを学びます」とPRしている。

の種類も拡充しており、補助対象等の詳細はデジタル化・AI導入補助金のホームページに掲載されている。スマートレジシステムとは、タブレットやスマートフォン等の汎用機器をレジ端末として利用するモバイルPOSレジのこと。売上情報・在庫情報・顧客情報等をクラウド上で一元管理できる。消費税率の変更に柔軟に対応

の種別も拡充しており、補助対象等の詳細はデジタル化・AI導入補助金のホームページに掲載されている。スマートレジシステムとは、タブレットやスマートフォン等の汎用機器をレジ端末として利用するモバイルPOSレジのこと。売上情報・在庫情報・顧客情報等をクラウド上で一元管理できる。消費税率の変更に柔軟に対応

の種別も拡充しており、補助対象等の詳細はデジタル化・AI導入補助金のホームページに掲載されている。スマートレジシステムとは、タブレットやスマートフォン等の汎用機器をレジ端末として利用するモバイルPOSレジのこと。売上情報・在庫情報・顧客情報等をクラウド上で一元管理できる。消費税率の変更に柔軟に対応

の種別も拡充しており、補助対象等の詳細はデジタル化・AI導入補助金のホームページに掲載されている。スマートレジシステムとは、タブレットやスマートフォン等の汎用機器をレジ端末として利用するモバイルPOSレジのこと。売上情報・在庫情報・顧客情報等をクラウド上で一元管理できる。消費税率の変更に柔軟に対応

9年7月10日採用の国税審判官を募集

8月1日から10月19日まで

国税不服審判所では、令和9年7月10日採用の国税審判官(特定期付職員)の募集

を、8月1日から10月19日(郵送の場合、当日消印有効まで)行う。採用人数は、15人程度。応募条件は、日本国籍の弁護士、税理士、公認会計士または大学の教授もしくは准教授の職にあった経歴を有する者で、国税に関する学識経験を有することなど。職務内容は、国税不服審判所長に対してされた審査請求に係る事件の調査・審理および議決書の作成等となっている。任用期間は、採用日から原則

3年間だが、2年間例外)とすることも相談可能だ。また、更新の可能性があり、最長5年となっている。選考方法は、第一次選考が書類選考で、第二次選考は面接による人物試験となっている。面接はオンラインで実施する予定で、面接を受ける場合は、審判所支部のいずれかとなる。

応募方法は、審判所ホームページから所定履歴書等提出とする。なお、審判所ホームページに「募集要項」、説明会の申込みは、

応募のための所定の「履歴書」「国税審判官(特定期付職員)の募集」についてのQ&Aが掲載されている。また、応募を検討している人に向けて、募集に関する説明会を8月21日と9月15日に、オンライン(Microsoft Team)のみで開催する。時間は、両日とも18時30分から19時45分。オンライン開催のため、自宅等での参加が可能だ。

参加希望の前営業日( )で申し込む。説明会に関する詳細も、審判所ホームページに掲載されている。hinpan@kfs.nta.g

石丸氏は、約8年間にわたり、日税連の国際税務情報研究会委員を務め、国際税制の研究に多大な情熱を注ぎ、日税連の税制改正建議の策定と、わが国税制の発展に貢献するなどした。同賞の選考委員会は、これらの功績を高く評価し、同賞の授与にふさわしいと判断した。

石丸氏に金子宏賞

日税連の定期総会で表彰

日本税理士会連合会(太田直樹会長)は、このほど、令和8年度の「日本税理士会連合会・金子宏賞」の受賞者に石丸修太郎氏(北海道会)を選出することを承認した。同賞は、租税法の基礎を築き、わが国の租

石丸氏は、約8年間にわたり、日税連の国際税務情報研究会委員を務め、国際税制の研究に多大な情熱を注ぎ、日税連の税制改正建議の策定と、わが国税制の発展に貢献するなどした。同賞の選考委員会は、これらの功績を高く評価し、同賞の授与にふさわしいと判断した。

Kihara Electric Appliance & Systems 木原興業株式会社 本社 岡山市北区田町1丁目4番15号 〒700-8701 TEL(086)225-2291(代表) FAX(086)225-2250 支店 大阪市・今治市

~ なみを超えろ ~ HSB 檜垣造船株式会社 代表取締役社長 檜垣 宏 彰 本社 〒799-2111 愛媛県今治市小浦町1-4-25 TEL. 0898-41-9147(代) 東京事務所 〒104-0033 東京都中央区新川1-2-10 TEL. 03-3553-8391(代) URL http://www.higaki.co.jp/

躍進する井原グループ 総合建設業 井原工業株式会社 代表取締役 井原 伸 三星道路株式会社 代表取締役 井原 司 本社 〒799-0404 愛媛県四国中央市三島宮川 4-2-18 電話 (0896) 24-4435(代)

# 続 傍流の正論 税相を斬る

■弁護士・税理士 品川 芳宣

95

重加算税の賦課要件について最も問題となるのが、「隠蔽又は仮装」の意義である。この意義について多くの論争があるが、それを端的に表示したものであるとして、名古屋地裁昭和55年10月13日判決は、次のように判示している。

「国税通則法六八条は、不正手段による租税徴収権の侵害行為に対し、制裁を課することを定めた規定であり、同条にいう「事実を隠蔽し」とは、課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実について、これを隠蔽しあるいは脱漏することをいい、また「事実を仮装する」とは、所有財産あるいは取引上の名義等に関し、あたかもそれが事実であるかのように装う等、故意に事実を歪曲することをいうと解するのが相当である。」

この「隠蔽又は仮装」の意義に関し、まず、問題となるのが、納税者がその不正手段を行うに当たって税を免れようとする意思すなわち故意が明らかにされている(立証する)必要があるか否か、である。この点についても多くの議論があるが、それらを要約すると、次の三説に区分し得る。

① 二重帳簿の作成等の行為が客観的に隠蔽又は仮装と判断されるものであれば足り、納税者の故意の立証まで必要としないもの  
② 課税要件となる事実を隠蔽し又は仮装することについての認識があれば足り、その後過少申告等についての認識は必要としないもの  
③ ②の要件に加え、過少申告等についても租税を免れる認識をも必要とするもの

これらの三説のうち、①については、国税当局がかねてから主張してきたことであり、③については、重加算税の賦課を慎重にすべきと考える学説に多く見られる。また、③にいう「租税を免れる認識をも必要とする」という脱税の立証については、犯則事件の要件と同じくすること(以下)で、課税の実務が極めて困難になる。

そして、各裁判例においても、各説がそれぞれ採用されてきたところであるが、最高裁昭和62年5月8日判決が、前記②の説を採用し、次のように判示したことにより、この論争に決着をつけたと言える。

「国税通則法六八条に規定する重加算税は、同法六五条ないし六七条に規定する各種の加算税を課すべき納税義務違反が事実の隠蔽し又は仮装という不正な方法に基づいて行われた場合に、違反者に対して課される行政上の措置であつて、故意に納税義務違反を犯したことに對する制裁ではないから(最高裁昭和四五年九月一日第二小法廷判決・刑集二四卷一〇号一三三三頁参照)、同法六八条一項による重加算税を課し得るためには、納税者が故意に課税標準等又は税額等の計算の基礎となる事実の全部又は一部を隠蔽し、又は仮装し、その隠蔽し、仮装行為を原因として過少申告の結果が発生したものであれば足り、それ以上に、申告に際し、納税者において過少申告を行うことの認識を有していることまでを必要とするものではないと解するのが相当である。」

## 故意の要否

## 重加の論点②

この考え方を実例に即して考えてみると、次のように説明し得る。例えば、筆者が法人税調査に従事していた頃、ある工場の女子従業員の残業手当の支給につき、女子従業員の残業時間が規制時間を超過している場合に、労働基準監督署の摘発を避けるためにその手当を部長の出張旅費に仮装して支給していた事例を見つけたことがあった。

この場合、法人税については、女子従業員の残業手当も部長の出張旅費も所得金額の計算上いずれも損金の額に算入されるから、「仮装」の事実があつても結果的に過少申告は発生しないが、源泉所得税について、「仮装」の事実とその結果による不納付の事実も生じることになる。

したがって、この事案の場合、残業手当等の支給に関する原始記録を改ざんし、科目仮装が行われ、そのことを当該法人においても認識していたものであるから、当該法人においてその仮装部分に相当する源泉所得税を免れる意図がなかったとしても、当該源泉所得税額に係る重加算税の徴収は免れないことになる。

したがって、この事案の場合、残業手当等の支給に関する原始記録を改ざんし、科目仮装が行われ、そのことを当該法人においても認識していたものであるから、当該法人においてその仮装部分に相当する源泉所得税を免れる意図がなかったとしても、当該源泉所得税額に係る重加算税の徴収は免れないことになる。

の全額につきインボイスを交付することとなります。

そして、役務提供の完了が登録日以後である場合、その料金については、登録前の期間に係るものについて日割計算をせず、全額を課税売上げとして消費税の申告を行います。

### 3 資産を貸し付けた場合

資産の賃貸借契約に基づいて支払を受ける使用料等の額(前受けに係る額を除きます。)を対価とする資産の譲渡等の時期は、その契約又は慣習によりその支払を受けるべき日とされていますから(消基通9-1-20)、月の途中で登録を受けた場合においても、月末にその月分の支払を受けることとしているなど、使用料等の支払を受けるべき日が登録日以後となれば、その月分の使用料等の全額につきインボイスを交付することとなります。

この場合、課税資産の譲渡等がその支払を受けるべき日に行われたこととなりますから、その登録を受けた月分の使用料等については、登録前の期間に係るものについて日割計算などは行わず、全額を課税売上げとして消費税の申告を行うこととなります。

他方、前受けに係るもの(翌月分を前払で受けるようなもの)である場合には、その資産の譲渡等の時期は、原則として現実に資産の譲渡等を行った時となるため、登録日以前の取引と登録日以後の取引に区分するなどの対応が必要となります。この場合、インボイスではない領収書を交付し、登録通知を受け登録日が判明した後に、インボイスとなる部分を区分して交付する方法によることができます。

## 登録日以後の資産の譲渡等について交付

インボイスを交付した金額は全額を課税売上げに計上

## インボイス制度の再確認

■税理士 森田 修 11

### 月の途中で登録した場合のインボイスの交付方法

令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間においては、月の途中でインボイス発行事業者の登録を受けることができますが、登録日前後の取引については、次のような方法でインボイスを交付することとなります。

#### 1 棚卸資産を販売した場合

棚卸資産の譲渡を行った日は、その引渡しの日とされており、引渡しの日がいつであるかについては、例えば、出荷した日、相手方が検収した日など、その棚卸資産の種類及び性質、その販売に係る契約の内容等に応じてその引渡しの日として合理的であると認められる日のうち、事業者が継続して棚卸資産の譲渡等を行ったこととしている日によるものとされています(消基通9-1-1、9-1-2)。したがって、継続して棚卸資産の譲渡等を行ったこととしている日が登録日以後となる取引については、インボイスを交付することとなります。

#### 2 役務の提供を行った場合

役務の提供を行った日は、原則として、その約した役務の全部の提供を完了した日になりますから(消基通9-1-5)、役務の提供が完了した日が登録日以後であるならば、その料金

## 信頼と確かな技術の総合建設業!!



ISO9001 JQA-QM7681 認証登録  
ISO14001 JQA-EM6007 認証登録

## 株式会社 三村興業社

代表取締役 小笠原 國男

本社 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751  
八戸営業所 青森県八戸市大字市川町字稲荷岱43の2 Tel.0178-52-5131  
一級建築士事務所 青森県上北郡おいらせ町下明堂30番地10号 Tel.0178-52-5751

https://www.15mimura.co.jp

## 地域に拓き、貢献する

## 優良企業

## 「寝具リース」全国に広がる スケールとネットワークで 「快適品質」をお届けします。

- ◆本社工場・関東工場・静岡工場・中部工場で「ISO9001」を認証取得しております。
- ◆「医療関連サービスマーク」を認定取得しております。



## 株式会社 小山商会

代表取締役 小山 喜康

本社 仙台市青葉区花京院二丁目2番75号 ☎022(265)9701(代)  
仙台支店 仙台市若林区卸町東一丁目8-23 ☎022(209)5600(代)  
東京支店 東京都大田区矢口一丁目22-13 ☎03(3758)6601(代)  
名古屋支店 名古屋市中区明野町6-8 ☎052(681)4131(代)  
大阪支店 東大阪市柳根一丁目2-31 ☎06(6745)1861(代)  
営業所 札幌・青森・盛岡・郡山・北関東・筑波・千葉・千葉中央  
静岡・京都・岡山・福岡  
本社工場 仙台  
工場 札幌・関東・関東第二・千葉・神奈川・静岡・中部・関西・九州

# 裁決事例集

291

## 裁決のポイント

請求人が、完成工事とは何ら関係のない利益が見込まれる別の未完成工事の工事台帳の工事原価に任意に付け替えた会計処理は、恣意的で公正妥当性を欠くため、損金不算入とした事例。

審査請求人が、各事業年度の完成工事原価の外注費等として損金の額に算入した金額について、原処分庁は、当該外注費等は当該各事業年度の完成工事原価ではないから損金の額に算入されないなどとして法人税等の更正処分等をした。これに対し、請求人が、請求人の会計処理は適正であることから、原処分庁の全部の取消しを求めた。国税不服審判所は、請求人の会計処理は公平な所得計算という法人税法上の要請に反するものといわざるを得ないとして、請求を棄却した(令和7年2月18日付、非公開裁決)。

## 関係法令

法人税法第22条第3項及び同項各号は、内国法人の各事業年度の所得の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、当該事業年度の収益に係る売上原価、完成工事原価その他これらに準ずる原価の額(第1号)、同号に掲げるもののほか、当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用の額(第2号)及び当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るもの(第3号)とする旨、同条第4項は、同条第3項各号に掲げる額は、別段の定めがあるものを除き、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従って計算されるものとする旨規定している。

編集部編

# 完成工事原価として損金算入した会計処理は、恣意的で公正妥当性を欠き違法

## 事案の概要

請求人は、鉄骨建物の建築工事請負などを目的とする法人であり、〇〇〇(本件代表者)が代表取締役社長を務めていた。

請求人は、請け負った各工事ごとに工事台帳を作成し、外注費・材料費等の工事原価を会計ソフトに入力して未完成外注費・未完成材料費などの資産勘定として処理し、完成時に損益勘定へ振り替える会計処理を行っていた。未完成工事は未完成工事支出金と計上されていた。

しかし請求人は、遅くとも平成29年6月期以降、赤字決算を回避し公共工事の受注への悪影響を防ぐため、完成工事とは何ら関係のない利益が見込まれる別の未完成工事の工事台帳上の工事原価に任意に付け替える処理(本件付替処理)を継続して行った。この結果、原価の一部が未完成工事支出金として翌期へ繰り越され、各年度で順次付け替えや損金算入が行われた。

請求人は、各事業年度の法人税等について法定申告期限までに申告し、原処分庁の調査担当職員により当該処理の不適正が指摘された。

原処分庁は、繰り越された原価は本来各前期の完成工事原価であり当期損金に算入できない一方、付替処理により当期完成工事に対応する原価については損金算入すべきと判断し、法人税および地方法人税の更正処分並びに過少申告加算税の賦課決定処分を行った。これに対し請求人は不服として再調査請求を行ったが棄却され、再調査決定を経た後の原処分分に不服があるとして審査請求をした。

争点は、本件各差額は、法人税法第22条第3項第3号に規定する損失の額として、本件各事業年度の損金の額に算入されるか否か。

## 請求人の主張

完成工事原価のうち任意の金額を未完成工事の工事原価に付け替える会計処理をする(以下「付替処理」として計上)し、翌事業年度以降に繰り越した金額は、いずれも請求書等で裏付けられた根拠ある金額であるところ、これを各事業年度の完成工事原価に振り替えて「前期損益修正損」として計上する一方、当該事業年度に発生した工事原価を未完成工事支出金に残して翌事業年度に繰り越すという未完成工事支出金の洗替えに基づいて各事業年度に発生した損金であることから、法人税法第22条第3項第3号に規定する損失の額として各事業年度の損金の額に算入される。

また、この会計処理は黒字決算を確保し、経営審査によるランク付けに対応していくために十数年来行ってきたものであり、その公正性、妥当性は維持されているから、法人税法第22条第4項に規定する一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に違反するものではない。

## 審判所の判断

法人税法第22条第3項第3号が規定する損失の額とは、偶発的ないしは特殊の損失をいい、災害、盗難等通常の事業活動とは無関係な偶発的要因により発生する資産の減少の額が該当すると解される。請求人が完成工事原価として損金の額に算入した各金額は、損金の額に算入した各事業年度の完成工事とは何ら関係のない工事原価であることから、法人税法第22条第3項第3号に規定する損失の額に該当しない。また、請求人の上記会計処理は、ある事業年度に損金として計上すべき完成工事原価を翌事業年度以降に繰り越し、翌事業年度以降の工事原価とするというものであるところ、このような処理を認めると恣意的の介入する余地が生じることとなり、事実上即して合理的に計算されているともいえず、公平な所得計算という法人税法上の要請に反するものといわざるを得ないから、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に該当すると認められることではない。

したがって、請求人が各事業年度の完成工事原価に振り替えた金額は、各事業年度の損金の額に算入されない。

# 注目の二冊

## 基礎から身につく所得税

(令和8年度版)

小田 満 著

初学者向け、所得税制度の仕組みを十分理解できるように、所得の種類や税額の計算、申告の仕方までを分かりやすく解説。

所得の総合、損益通算から所得・税額の控除、申告・納付の仕方まで具体的な実務に資するよう設例を交えて実践的に解説。解説に当たっては、より具体的な理解の一助となるよう文末に根拠条文を明示。

「所得に対する課税はどのように行うか」「青色申告制度とはどのようなものか」「雑所得がある場合の記録保存制度等とはどのようなものか」「財産債務調書及び国外財産調書とはどのようなものか」「税金に不服があるときはどうすればよいのか」など全16章で構成。

令和8年度の税制改正における基礎控除や給与所得控除、住宅ローン控除等の見直しや少額減価償却資産の取得価額基準の引上げ等の改正に対応し、所得税を基礎から体系的にかつ実践的に学べるよう解説・編集した、実務家を目指す方々にも最適の入門書。

A5判、216ページ。定価2200円(税込込み)。

申し込みは、(一財)大蔵財務協会販売局(TEL.03-38829-4141、FAX.03-38829-4001)。



## 日本酒

# 豊丞

# Houhai

北国津軽の手作り蔵

三浦酒造株式会社  
青森県弘前市大字  
石渡五丁目一番地の一  
017-2321-577

## 事業目的

- 製パン・製菓材料卸
- 一般食料品の販売
- 食品関連商品及び機器の輸出入

# HSK

# ホクト商事株式会社

本社	〒450-0003	名古屋市中村区名駅南一丁目20番21号	TEL.052-582-7251(代) FAX.052-581-2777
中部事業部	〒455-0032	名古屋市港区入船1丁目3番15号	TEL.052-659-6256(代) FAX.052-659-6255
関西事業部	〒563-0035	大阪府池田市豊島南一丁目15番19号	TEL.072-760-2411(代) FAX.072-760-2417
関東事業部	〒177-0041	東京都練馬区石神井町八丁目53番28号	TEL.03-5372-6061(代) FAX.03-5372-6071
北陸事業部	〒925-0125	石川県羽咋郡志賀町西山台1丁目10番地	TEL.0767-32-6010(代) FAX.0767-32-6011
九州事業部	〒818-0101	福岡県太宰府市観世音寺一丁目18番28号	TEL.092-921-0045(代) FAX.092-921-0031

# 税務調査と

## 真実

11

■井東 圭

### ■先生と呼ばれた男(11)

「自販機の事案、私、調査の初任者研修で教わった覚えがありますよ。あれって、杉江さんの案件だったんですね」

正木が、華やいた声を上げた。「僕も覚えてるな。たしか『法人税課速報』でも取り上げられましたよね。計上されてる？ 自販機収入」みたいな感じで」と川上。

法人税課速報は、東京国税局管内の税務署の法人課部門に配布されている情報冊子であり、最近の税務調査で把握された非違事項に関して、具体的な端緒や調査法などが紹介されている。「そんなこともあったな。よく覚えてるね。今なら金の高騰から、さしずめ『歯科医調査』—金歯の雑収入、計上されてますか？ 『みたいなもんだな』杉江の例えに、皆が声をあげ笑った。

「ただね、この事案を話したのは、なにも自慢話をしようと思ってるのじゃないんだ。むしろ、真逆さ——」小料理屋の個室にいた皆が沈黙した。「私は、それから隣の地域を管轄する税務署に異動した。2年間一般部門の調査を経験してから特官付になった」国税の内規では、資本金1億円以上となる国税局の所掌とされる。しかし東京局管内では該当となる法人数が多いことから、法人の実態によっては、税務署の所掌としている。そうした法人に対しては、おもに特別国税調査官(通称、特官)が調査を担当する。特官付は、特官のもと、そのような法人調査を担当する調査官を指す。三平運輸の調査から3年経っていった。そんなある日のことだった。

「杉江君、いいかい」勝田特官から呼ばれ、特官の前のスチール椅子に座ると、「この法人に臨場して、この項目だけ確認してくれないか」杉江は、示された法人税申告書の内訳明細書を覗き込んだ。

「えっ！—思わず杉江は声を発した。勝田が、怪訝な顔で杉江を見ながら、「どうした？」

「いえ、以前調査した会社の社長と同名同名で……」言いながら、すでに杉江は申告書を手にし頁を繰っていた。「三平運輸がこの会社と取引があるとすれば、勘定科目としてあるのは……そうだな、未払金か……」

「三平運輸の調査から3年経っていった。そんなある日のことだった。」

「ただね、この事案を話したのは、なにも自慢話をしようと思ってるのじゃないんだ。むしろ、真逆さ——」小料理屋の個室にいた皆が沈黙した。「私は、それから隣の地域を管轄する税務署に異動した。2年間一般部門の調査を経験してから特官付になった」国税の内規では、資本金1億円以上となる国税局の所掌とされる。しかし東京局管内では該当となる法人数が多いことから、法人の実態によっては、税務署の所掌としている。そうした法人に対しては、おもに特別国税調査官(通称、特官)が調査を担当する。特官付は、特官のもと、そのような法人調査を担当する調査官を指す。三平運輸の調査から3年経っていった。そんなある日のことだった。

債権償却特別勘定 3400万円  
債権償却特別勘定は、平成10年度税制改正で廃止になった取扱いであるが、それ以前は、売掛金・貸付金等の金銭債権について、破産などの法的手続がなくても、回収不能のおそれがある場合、債権額の50%まで損金算入することができた。もっぱら政策的な措置であったものの、判断基準がいまいったことから、適用できないケースも少なからず見られた。

特官の指示は、その適用判断のため法人に臨場するようにとのことだった。だが、杉江の目を惹いたのは、その下に記された、一行であったのだ。比嘉善蔵氏死亡につき 170万円

「えっ！—思わず杉江は声を発した。勝田が、怪訝な顔で杉江を見ながら、「どうした？」

「いえ、以前調査した会社の社長と同名同名で……」言いながら、すでに杉江は申告書を手にし頁を繰っていた。「三平運輸がこの会社と取引があるとすれば、勘定科目としてあるのは……そうだな、未払金か……」

「えっ！—思わず杉江は声を発した。勝田が、怪訝な顔で杉江を見ながら、「どうした？」

「いえ、以前調査した会社の社長と同名同名で……」言いながら、すでに杉江は申告書を手にし頁を繰っていた。「三平運輸がこの会社と取引があるとすれば、勘定科目としてあるのは……そうだな、未払金か……」

胸が高鳴り、心臓がドクドクと打つ。手が止まった。未払金明細の3枚目——、「三平運輸株式会社」なる会社名。「この会社です。たぶん、所在地はここだったと思いますから」杉江は人差し指で示して特官に見せた。「その社長が、比嘉善蔵といったんだ。でも、ここに書いてある項目は、『貸倒損失』だ。この比嘉社長とやらが、個人で、この会社から借り入れていたということかい？」

「わかりません」杉江は首を傾げた。「でなければ、社長が死亡したから、貸し倒れにするのはおかしくないか？」特官の指摘はもっともだった。「たしかに、そうですね……」

「じゃあ、その辺も確認してくるといい。会社は、上場しているアルファテックの100%子会社だから、きっと経理もしっかりしているだろう。私は、来月2週間、税務大学校で研修だから、その時期へ会社がよければ、杉江君ひとりで臨場してくれたまえ」杉江の耳に、特官の言葉が虚ろに響いていた。

「じゃあ、その辺も確認してくるといい。会社は、上場しているアルファテックの100%子会社だから、きっと経理もしっかりしているだろう。私は、来月2週間、税務大学校で研修だから、その時期へ会社がよければ、杉江君ひとりで臨場してくれたまえ」杉江の耳に、特官の言葉が虚ろに響いていた。

「じゃあ、その辺も確認してくるといい。会社は、上場しているアルファテックの100%子会社だから、きっと経理もしっかりしているだろう。私は、来月2週間、税務大学校で研修だから、その時期へ会社がよければ、杉江君ひとりで臨場してくれたまえ」杉江の耳に、特官の言葉が虚ろに響いていた。

「じゃあ、その辺も確認してくるといい。会社は、上場しているアルファテックの100%子会社だから、きっと経理もしっかりしているだろう。私は、来月2週間、税務大学校で研修だから、その時期へ会社がよければ、杉江君ひとりで臨場してくれたまえ」杉江の耳に、特官の言葉が虚ろに響いていた。

# 100年ぶりの抜本改正 新しい公益信託制度と税制

■(株)野村資産承継研究所 主任研究員 小松原 稔通 (税理士)

## 公益信託認可基準「信託財産と財務規律」

今回は信託財産と財務規律の認可基準について述べる。

### 【信託財産】

○信託財産に他の団体の意思決定に関与することができる財産(株式等)を有しないこと(公益信託に関する法律(以下「法」という)82、公益信託に関する法律施行規則(以下「規則」という)9)。ただし、公益法人と同様に、議決権の過半数を有していない場合はこの限りでない(公益信託に関する法律施行令4)。

○清算の場合には、残余財産を類似目的の公益信託、公益法人又は国・地方公共団体を帰属権利者とする旨を信託行為に定めていること(法83)

### 【財務規律】(GL第5章第1節)

財務基準には、公益法人と同様に「中期的収支均衡」「公益事務割合」「使途不特定財産の保有制限」がある。

## 信託報酬を含む管理費は総費用の30%以内

○中期均衡期間(5年)において、公益信託事務について、その収支の均衡が図られると見込まれること(法88、16①、規則17)

毎年度、管理費を含めた公益信託事務に係る経常収入と経常費用を比較する。将来の費用や資産取得等のために資金を積み立てる場合(公益充実資金)は、当該積立は経常費用に(取崩時は収入に)含まれる。当該年度が黒字の場合、過去の赤字と通算し、なお残る黒字は、翌事業年度以降の事業拡大等により解消する。

○公益事務割合(費用ベース)が100分の70以上になると見込まれること(法89、16②、規則24、25)

公益事務割合は、各年度の事業費/(事業費+管理費)で求める。事業費には公益事務を行う従業員の給与や公益事務に関連する旅費等が該当する。管理費には受託者や信託管理人の公益信託事務に係る報酬(公益信託報酬)が含まれる。公益信託報酬を含めた管理費の総額を公益信託事務の処理に係る全ての費用の30%以内に収める必要がある。

○使途不特定財産額が年間の公益信託事務費を超えないと見込まれること(法88、17)

現に使用されておらず、かつ引き続き使用されることが見込まれない財産を「使途不特定財産」といい、1年分の公益信託事務費相当額を超えて保有することができない。公益信託事務のために使用され又は使用見込のある財産(公益目的保有財産、公益充実資金、指定寄附資金)は、使途不特定財産から除かれる(控除対象財産)。

# TAX ナンバー プレイス

太線で区切られた3×3の9マスには1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。タテやヨコの9マスの列にも1～9の数字がそれぞれ1つずつ入ります。アルファベットのマスに入る数字を並べると、令和6事務年度の法人税申告における黒字申告割合になります。

答え =   .  %

ナンプレの予想難易度：7

1						2	6
			5		1		7
		7	3	2	6		
					7		3
	8	4	B	3		9	1
6	3		1				
			2	6	3	5	
	9		7		4		A
2	6				C		4

### 応募方法

正解された方に抽選で弊会の新刊本をプレゼントいたします。  
パズルの答え、住所、氏名、年齢、職業、本紙への意見等をお書きの上、下記のメールアドレスにお送りください。

✉ [quiz@zaikyo.or.jp](mailto:quiz@zaikyo.or.jp)

当選者の発表は、発送をもって代えさせていただきます。

<締め切り> 6月28日(日)

前回の答え  万  ,  千  百  件

# A&M TAX

## ウェビナー開催 「半導体戦略の最新動向とインセンティブ活用実務」

経済産業省(デバイス・半導体戦略室)とA&M Japan 税理士法人の専門家が政策動向とインセンティブ活用の実務ポイントをコンパクトに解説。投資判断・税務戦略に直結する実践的な知見を提供します。

※A&M Japan 税理士法人は、監査を行わない独立系のコンサルティングファームとして世界40か国超のネットワークを活用し、税務アドバイスを提供します。

▶ ウェビナーの詳細・お申込みはQRコードよりご確認ください。  
▶ お問い合わせ先  
AMJapanTax@alvarezandmarsal.com

【配信期間】2026年6月29日(月)～7月13日(月)  
【申込締切日】2026年6月28日(日)



